

提案書

平成18年12月22日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクB B株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ
氏 名 B Bテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしゅうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

電気通信事業における会計制度の在り方に関する検討項目案に関し、別紙のとおり提案します。

別紙

このたびは、「『電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会』検討項目案に関する提案募集」に関し、提案提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共より提案をさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

提案

検討事項		具体的内容
1.IP 化の進展等に対応した会計制度の在り方に関する基本的考え方	1.1 検討に際しての基本的視点として、どのような項目に整理することが適当か。	
	1) 現行の会計制度について、その目的に照らして十分な適正性・有効性が必ずしも確保されていない部分を摘出・検証し、所要の見直しを図るアプローチを採ることが適当ではないか。	<ul style="list-style-type: none">・ 今後当面の間は PSTN が残存することを考慮すると、本研究会における会計制度の見直しにあたっては、第一種指定電気通信設備接続会計規則(以下、「接続会計規則」という。)及び電気通信事業会計規則といった現行法令の枠組みをベースとして、所要の見直しを行うアプローチが妥当であると考えます。・ なお、IP 化の進展に伴い特定の設備に費用が偏る等の理由により、一部の接続料が上昇する恐れも考えられるため、IP 時代における会計制度の在り方についても可能な限り早期に検討に着手すべきであると考えます。
	2) 電気通信分野における公正競争確保を図る観点から、接続会計と電気通信事業会計の双方の連携(相互参照性)の在り方等について検討する必要があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・ 公正競争確保の観点から、NTT 東西の会計結果の検証性を確保すべく、接続会計と電気通信事業会計の相互参照性を高めることは必須であると考えます。・ この接続会計と電気通信事業会計の相互参照性を高めることで、接続会計における第一種指定電気通信設備管理部門(以下、「管理部門」という。)と第一種指定電気通信設備利用部門(以下、「利用部門」という。)という部門別の観点と電気通信事業会計における役務区分の観点の双方からクロスチェックが可能になるものと考えます。

検討事項		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> 例えば、現行の指定電気通信役務損益明細表(電気通信事業会計規則別表第二様式第16)を活用して役務毎に利用部門と管理部門の費用を把握する等の方法が考えられます。
	<p>3) 会計制度は、接続政策(接続料)や料金政策(利用者料金)の在り方と密接に関連するため、会計制度の在り方の検討に際しては、必要な範囲内で接続政策や料金政策の在り方との関係についても、併せて検討する必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 接続会計制度と電気通信事業会計制度は、NTT 東西における適正な接続料及び利用者料金の設定を主目的とするものであり、その他の接続政策や料金政策と密接に関係するものであることから、会計制度の見直しにあわせて必要に応じてその他の制度の見直しも行うことに賛同します。 今後、レガシーネットワークから次世代 IP ネットワークへの移行が進むにつれ、通信サービス全体の需要は増大していくものと考えられます(例えば、需要の減少が叫ばれている音声サービスについても、固定電話と IP 電話を総体で捉えた場合の需要は堅調に推移するものと想定されます)。こうしたレガシーネットワーク(固定電話)からの回線推移の環境変化も踏まえた上で、接続料水準を下げることで電気通信市場の健全な発展に資するべく、適正な接続料の算定及び検証を可能とする会計制度や接続料算定方式等のその他関連制度を整備する必要があると考えます。 現在の NTT 東西の会計においては、法定耐用年数が用いられていますが、一部の設備については、法定耐用年数と使用実態が乖離している状況にあります。NTT 東西が設定する各種料金の適正性を確保・検証可能とし、指定電気通信設備における低廉な接続料を実現するために、接続会計並びに電気通信事業会計において、設備の使用実態を反映させた耐用年数(以下、「経済的耐用年数」という。)に基づき算定された減価償却費を計上することを義務付けるべきと考えます。

検討事項		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、会計結果から得られる各種データは、後段で述べる活用業務に係る検証や NTT グループ内の取引に関する検証等に幅広く活用することが可能であると考えられることから、これらのデータを用いて、各種制度の検証を行う仕組みを構築する等の対応が考えられます。 ・ なお、今後長期に渡って利用される NTT 東西の次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)に係る接続料等は、将来需要を考慮したフォワードルッキングな考え方で算定されるべきと考えます。例えば、光ファイバ接続料については、指定電気通信設備の本来の趣旨を踏まえて、接続事業者の接続需要を最も効率的な設備構成で取り込んだ上でのフォワードルッキングな接続料設定を図ることによって、IP 網サービスにおいても健全な電気通信事業の発展を図るべきと考えます。特に、NGN における新規設備の投入を理由に接続料を上昇させることは認められるものではないと考えます。

検討事項		具体的内容
	1.2	<p>上記のほか、どのような事項について、基本的視点として捉えることが適当か。</p> <p>(1) 本研究会の検討対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IP 網への完全な移行は短期間で完了するものではなく、PSTN と IP 網とが並存する移行期間が相応に存在するものと考えます。したがって、会計制度の見直しにあたっては、PSTN から IP 網への移行期間(フェーズ 1)と、PSTN が消滅し完全に IP 網への移行が完了した以降の期間(フェーズ 2)との 2 つのフェーズに分けて考えることが適切であると考えます。 ・ 今回の会計制度見直しにあたっては、検討の期間も限られていることから、まずは喫緊の課題となる PSTN から IP 網への移行期間(フェーズ 1)にフォーカスして、電気通信事業会計と接続会計を相互検証可能とするよう現行の会計制度をベースに改善することが適当であると考えます。 ・ また、IP 網への移行が完了した以降の期間(フェーズ 2)における会計制度については、現行の PSTN を前提とした制度体系を抜本的に見直す必要が生じる可能性があることから、フェーズ 1 における検討が終了した後に、すみやかにフェーズ 2 の検討に着手すべきと考えます。 <p>(2) NTT 東西の NGN に関する扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の NGN は、将来的には PSTN に置き換わることが考えられ、競争環境に与える影響の大きさを考慮すると、NTT 東西の NGN についても当初より第一種指定電気通信設備と指定されるべきであり、会計制度をはじめとする各種ルール整備を行っておく必要があるものと考えます。
2.今後の接続会計	(1)	設備区分の在り方

検討事項		具体的内容
の在り方	2.1.1	NTT 東西は、第一種指定電気通信設備接続会計規則等に基づき、第一種指定電気通信設備の管理部門・利用部門ごとの損益計算書や設備区分ごとの費用明細表を公表するとともに、これらを基に機能ごとの接続料原価の算定を行っている。
	2.1.2	当該設備区分の在り方について、例えば以下のような点について検討を加えることは適当か。
	1) 相互接続の機能追加に対応した設備区分の在り方 97年の接続会計制度の創設以降、サービスの多様化に合わせ相互接続の機能が追加(97年:11機能 06年:33機能)される一方、現行の接続会計における設備区分はこれら機能との対応関係が明確でない部分がある。その結果、接続会計における設備区分ごとの費用明細と実際の接続料の原価算定との対応関係が制度創設時と比較して不明確に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続会計は適正な接続料算定に資することを目的とするものであり、接続料の原価や算定プロセスとの関連性は明確である必要があります。従って、接続会計における設備区分と、接続料算定に適用されている設備区分とを一致させることが不可欠であると考えます。 ・ なお、今後新たな接続料が設定される場合には、必要に応じて、接続会計において対応する設備区分を追加する必要があると考えます。

検討事項		具体的内容
	<p>なっている面がある。</p> <p>接続会計の目的が接続料原価の適正性の確保にあることにかんがみれば、接続会計の設備区分について、現行接続料の機能に対応したものとする方向で見直すことが適当ではないか。</p>	
	<p>2) ネットワークの IP 化に対応した設備区分の在り方</p> <p>接続会計の設備区分は、端末系伝送路等については電気信号(メタル回線)と光信号(光ファイバ回線)別の区分が設けられる一方、端末系交換設備や中継系交換設備は音声・データといった役務別の区分が設けられている。</p> <p>しかし、今後ネットワークの IP 化が進展する中、従来の役務概念による設備区分が妥当性を失う可能性がある。こうした中、</p>	

検討事項		具体的内容
	<p>a) 現行の設備区分は PSTN を中心としたネットワークを前提として音声伝送役務や専用役務について区分が設けられているが、ネットワーク構造の変化に応じて、区分の簡素化を含めてその在り方を検討することが適当ではないか。この際、引き続き現行の役務ベースの設備区分を採用することは適当か。仮に当該区分を見直すとした場合、どのような代替策が考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 網においては、同一のネットワークにおいて複数のサービスが提供されるため、設備区分の重要性が低下する可能性がある一方で、役務区分の重要性は増すものと考えられます。 ・ しかしながら、レガシーネットワークが存在する限りは、適正な接続料を算定するために、そのコストを適正に把握する必要があり、現行の設備区分の考え方を当面は継続する必要があるものと考えます。また、これに加えて、PSTN と IP 網との共用設備については、適正な配賦基準を用いて PSTN と IP 網とに区分される必要があると考えます。
	<p>b) NTT 東西が07年度下期から次世代ネットワークによる本格商用サービスを開始していく予定としているが、次世代ネットワークに係る相互接続機能の追加に伴い、次世代ネットワークに係る設備区分の在り方について基本的考えを整理する必要があるのではないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の NGN における音声サービスに関する接続料を算定する観点から、NTT 東西の NGN における設備区分の在り方を具体的に検討するに際して、まずは NTT 東西から NGN のネットワーク構成等に関する詳細情報を開示させることが不可欠と考えます。 ・ NTT 東西の NGN の展開に伴い新たな設備が追加となった場合には、接続会計においても該当する設備区分を適宜新設することが必要であると考えます。 ・ また、これも前項で述べたとおり、PSTN と NGN との共通設備(管路・とう道、ソフトスイッチ、ゲートウェイ等)については、適切な配賦基準を用いて個別に費用・資産を把握する必要があると考えます。 ・ 更に、「新競争プログラム 2010(平成 18 年 9 月 19 日付け総務省公表)」において、NTT 東西の NGN における接続料の算定方法について検討がなされることとなっているため、その

検討事項		具体的内容
		<p>検討の方向性と整合性をとりつつ、接続会計における NGN の設備区分の在り方を整理すべきであると考えます。なお、NTT 東西の NGN においては、現状の中継電話サービスに相当するサービスは事実上実現不可能であるため、現在の PSTN における GC 接続に相当する接続(OLT 等集約装置等での接続)も NGN において実現可能とすべきであり、こうした NTT 東西の NGN における接続点の在り方が、NGN の接続ルール整備を進める上で重要な論点であると考えます。</p>
	2.1.3	<p>上記のほか、設備区分の在り方について検討を要する事項はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備区分別費用明細表等において、さらに設備区分の細目を明らかにする必要があると考えます。例えば、端末系伝送路設備について、架空、地中の構成別に費用の詳細を明らかにする等の改善が必要であると考えます。 ・ 設備区分の在り方の検討にあたっては、あらゆる設備について細分化することを検討するだけでなく、公正競争を確保する上での設備の重要性に応じて、特に重要な設備についてより詳細なデータを把握するよう重点的に細分化を行うというアプローチも検討に値するものと考えます。
	(2)	原価算定の在り方
	2.2.1	<p>原価算定の在り方について、例えば以下のように、費用配賦や減価償却費の在り方について検討を加えることは適当か。</p>
		<p>1) 費用配賦の在り方</p> <p>接続会計においては、複数の設備にまたがる費用について、固定資産額比や支出額比による配賦が行わ</p>

検討事項		具体的内容
	<p>れているものがある。</p> <p>しかし、IP 化の進展によりネットワーク構造が変化する中で、電話交換機とルータの価額差が示すように、固定資産価額比で費用を配賦した場合、音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性がある。また、従来は NTT 東西の支出の大半が音声伝送役務であったことから、支出額比で配賦した場合も、音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性がある。こうした以上の状況にかんがみ、</p>	
	<p>a) 配賦基準を固定資産価額比や支出額比としている費用については、接続料原価を PSTN に片寄せし、適正な接続料を確保できなくなる可能性があることから、費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討する必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することに賛同します。 ・ 会計制度は、接続料算定やユニバーサルサービス制度等のその他の制度とも密接に関連するものであり、会計制度の結果が周辺の各種制度に及ぼす影響を考慮すると、PSTN と IP 網との共通設備・費用については、徹底的な ABC(Activity Based Costing)手法に基づき適正な配賦がなされるべきであると考えます。 ・ 管路・とう道等の配賦においては、光ファイバ系サービスの進展フェーズとその他サービスの提供条件に照らして、特定のサービスにコストが偏ることのないよう配賦比率を決定する必要があります。配賦比率の候補として、加入者回線単位、条単位等の案が考えられますが、どの配賦比率を採用するかについては慎重に検討していく必要があります。

検討事項		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> 適正な配賦基準を検討するに際し、前述のとおり、まずは設備の利用実態等を把握するための関連データを NTT 東西に開示させる必要があると考えます。
	b) 上記の検証を行う場合、具体的に留意すべき事項は何か。また、見直しの方向性として、どのような考え方を採用することが適当か。	<ul style="list-style-type: none"> 配賦基準の見直しの方向性としては、前述のとおり ABC 手法の考え方を採用することが適当と考えます。 徹底した ABC 手法の適用を検討するにあたり、まず第一に適正な配賦基準を検討するための関連データの収集が必要となりますが、その際には、関連データ収集の可能性に関する検討や、収集した関連データの適正性に関する検証が必要であると考えます。 関連データの適正性に関する検証に際しては、実際に電気通信事業を行っている事業者からの類似の関連データや、海外での事例等を用いることが有効であると考えます。 また、これらの検討については、関係事業者も交えオープンな場で議論を行う必要があると考えます。 さらに、今回の見直しに関する検討期間は限られていることから、費用項目に優先順位をつけ、公正競争を確保する上で重要な項目から重点的に見直しの議論を行うことも検討に値するものと考えます。
	c) その他、費用配賦の在り方について検討を要する事項は何か。	<ul style="list-style-type: none"> 費用配賦基準や比率等に関する詳細な情報・関連データが開示されていないことから、接続会計制度全体を通じて透明性が確保されていません。このため、制度の透明性・検証可能性を確保するために、費用配賦等に関する具体的な関連データも含め、徹底的な情報開示を行う必要があると考えます。 また、過度な費用配賦プロセスが発生している要因の一つとして、各明細表における設備区分の項目間に整合性がないことがあげられます。このため、各明細表における設備区分について可能な限り整合を図ることにより、過度な費用配賦基準に関する議論を回避することができるものと考えます。

	検討事項	具体的内容
	<p>2) 減価償却費(耐用年数)の算定 減価償却費の算定に用いられる耐用年数については、現在、原則として法定耐用年数が用いられているが、一部の設備については、法定耐用年数と使用実態が乖離しているとの指摘もある。こうした状況にかんがみ、</p>	
	<p>a) 適正な接続料原価を算定する観点から、使用実態に見合った減価償却費を計上することが望ましく、主要な電気通信設備については、耐用年数を改めて検証し、できる限り使用実態を反映させたものについて検討することが適当ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボトルネック設備を有する NTT 東西の接続料に係る原価は、設備の使用実態を反映させた耐用年数に基づき算定されるべきであると考えます。 ・ 従って、接続会計における減価償却費についても経済的耐用年数を適用することが必須と考えます。 ・ なお、経済的耐用年数に基づく減価償却費を計上することになった場合であっても、電気通信事業会計との検証可能性を確保する等の観点から、法定耐用年数に基づく減価償却費についても合わせて報告されることが必要と考えます。
	<p>b) 耐用年数を検証する際、どのような手法を用いて見直すことが適当と考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期増分費用モデル研究会で行われているように、関係事業者が設備の使用実態等に関するデータを持ち寄ることで実態を把握し、適正な経済的耐用年数を設定すべきと考えます。 ・ なお、経済的耐用年数の検討においては、関係事業者も交えた公の場で議論がなされることが必要であると考えます。
	<p>c) その他、耐用年数の検討に際し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐用年数の見直しは、接続料の額に大きな影響を及ぼすものであり、公正な競争環境を

検討事項		具体的内容
	留意すべき事項はあるか。	早期に整備するという観点から、最優先で取り扱うべき項目の一つであるため、速やかに経済的耐用年数が適用されるよう、早急に具体的な議論を開始する必要があると考えます。
2.2.2	原価算定の在り方について、その他検討を要する事項はあるか。	
(3)	その他検討すべき事項	
2.3.1	例えば、LRIC 方式により算定した費用と実際費用との関係について検証可能な仕組みを検討する必要があるのではないか。すなわち、LRIC 方式は、NTT 東西に内在する非効率性を排除して接続料を算定することを目的として導入されたが、実態として、実際費用と LRIC 方式により算定した費用の乖離が縮小傾向にある。こうした中、LRIC により算定した費用と実際費用との比較を可能とする仕組みを設けることにより、今後 LRIC 方式の在り方を検討する際に参照できるようにすることが適当ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> LRIC 方式により算定された費用と実際費用との差異を把握することにより、現在の LRIC モデルにおける見直しを効率的に進められる可能性も考えられるため、LRIC 方式における費用と実際費用との関係について、比較検証可能な仕組みを構築することについて検討することは、相応に有効であると考えます。ただし、会計結果の適正性について検証不可能な現行制度下で比較検証を行うことは有効ではなく、会計制度自体の精緻化が比較検証を行う上での必要条件であると考えます。 また、LRIC 方式における費用と実際費用との比較検証は、LRIC 方式の見直しのみを目的として実施されるべきであり、PSTN に係る接続料の算定方式を実際費用方式に戻すという主張は認められないと考えます。
2.3.2	その他、どのような事項について検討すべきか。	<p>(1) スタックテストへの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続料水準の検証ツールの一つであるスタックテストにおいて、見直し後の接続会計の会

検討事項		具体的内容
		<p>計結果が使用される仕組みを構築すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、スタックテストは、NTT 東西の利用者料金が接続事業者が支払う接続料と同等のコストを適正に反映した上で設定されているか否かを検証する必要があることから、小売コストの内訳も明らかにした上で実施されるべきであり、接続会計における利用部門費用においても小売コストの把握が可能となるよう、販売対応やお客さま対応といった営業費に係る区分を設ける等の整備が図られる必要があると考えます。 <p>(2) 接続会計に関連する情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2.2.1 1) c) で述べたとおり、費用配賦基準や比率等に関する詳細な情報・関連データが開示されていないことから、接続会計制度全体を通じて透明性が確保されていません。接続会計制度全体を通じてプロセスの透明性が確保されるよう、あらゆる関連データの開示をNTT 東西に義務付けるべきと考えます。 ・ また、接続会計処理手順書についても、一部内容が不明確なところがあることから、より詳細な手順書の作成をNTT 東西に義務付けるべきと考えます。 ・ 更に、接続会計報告書は接続会計規則第 10 条第 4 項の規定により、総務大臣の許可を受けてその一部が非公表となる可能性があります。接続料の適正な算定に資することを目的にしている接続会計報告書は全て公表を前提とするよう制度改正がなされるべきであると考えます。 ・ 仮に、全ての情報の公開が困難な場合には、接続事業者に対して NDA (Non-Disclosure Agreement) 締結を前提に、必要な情報の開示を行う制度を確立すべきと考えます。
3. 今後の電気通信事業会計の在り方	3.1	電気通信事業会計の目的は、電気通信事業(基礎的電気通信役務又

検討事項		具体的内容
	は指定電気通信役務を提供する事業者)の経営状況等を明らかにし、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資することにある。	
(1)	役務別区分の在り方	
3.1.1	現在の指定電気通信役務損益明細表では、指定電気通信役務について不当な内部相互補助等による競争阻害的な料金設定を防止することを目的として、役務別等による一定の区分を設け、その区分ごとに費用、利益を整理している。更に、指定電気通信役務のうちプライスカップ規制の対象である特定電気通信役務(音声伝送役務・専用役務)については、追加的に詳細な区分が設けられている。	
3.1.2	他方、指定電気通信役務のうちプライスカップ規制対象外の役務については、「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」の区分に分類した上でその収支が合算して計上され	

検討事項		具体的内容
	ている。また、指定電気通信役務以外の電気通信役務については、「指定電気通信役務以外の電気通信役務」の区分に分類した上でその収支が合算して計上されている。	
3.1.3	<p>こうした現状の枠組みについて、市場実態を踏まえ、</p> <p>1) プライスキャップ規制の対象である特定電気通信役務に係る区分については、現在の区分を引き続き維持することが適当か。仮に見直しを行うとした場合、どのような代替案が考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気通信役務に係る区分については、PSTN が残存する当面の間は引き続き検証していく必要があることから、現行の区分を基本に考えていくことが適当と考えます。ただし、特定電気通信役務に係るより詳細な検証が可能となるよう、区分を細分化する必要があると考えます。 ・ 弊グループは、活用業務については本来認められるべきものではないと考えていますが、すでに NTT 東西にて提供されている活用業務については、その収支を個別に把握の上、公正な競争の確保に支障を及ぼす恐れがないかといった分析等を実施する必要があるものと考えます。 ・ 現在、活用業務の収支は NTT 東西が毎年度公表している「『電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置』等に関する、以下の業務における実施状況等の内容」において公表されていますが、詳細な内容は非公表となっており、適正に算定されたものか検証が不可能となっています。そのため、特定電気通信役務に加えて活用業務の区分を新たに設け、活用業務とその他のサービスとの間で不公正な内部相互補助等が行われていないか検証可能とすべきであると考えます。

検討事項		具体的内容
	2) プライスキャップ規制対象外の指定電気通信役務や指定電気通信役務以外の電気通信役務に係る区分として、現在の区分(「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」及び「指定電気通信役務以外の電気通信役務」)を引き続き維持することが適当か。例えば、ネットワーク構造(PSTN/IP 網)やサービスの提供形態(伝送容量)、QoS(Quality of Service)レベルによる区分等を設けることは適当か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」や「指定電気通信役務以外の電気通信役務」については、公正競争確保の観点から、不当な内部相互補助等が行われていないかの検証をより詳細なレベルで行うことを目的に、例えば、ネットワーク及び個別サービス毎の区分の細分化や活用業務区分を新設し、その上で新区分毎にスタックテスト等の検証を実施する必要があると考えます。 ・ 例えば、ネットワーク及び個別サービス毎の区分の例としては、PSTN と IP 網の区分や B フレッツ系サービス等の個別サービス毎の区分が考えられます。特に、NTT 東西の B フレッツ系サービスについては、多大な営業費の投入による契約者数の急速な拡大が見られるところであり、当該サービスの個別収支状況等の検証を早急に行う必要があるものと考えます。 ・ また、活用業務については前述のとおりであり、「指定電気通信役務以外の電気通信役務」においても区別して会計整理を行い、活用業務とその他のサービスとの間で不公正な内部相互補助等が行われていないか検証可能とすべきであると考えます。
	3) また、NTT 東西による次世代ネットワークを用いた商用サービスの提供に係る会計の在り方について、役務別区分との関係でどのような整理を図ることが適当か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の NGN については、NGN と PSTN を区分し、その上にさらに詳細なサービス区分を設けた上で会計整理を行う必要があるものと考えます。例えば、IP 電話等の現時点で NGN 上での提供が想定されるサービスについては、あらかじめ区分を設定しておく必要があるものと考えます。加えて、より詳細なサービスメニューが見えた段階で、適宜区分を追加する必要があるものと考えます。
	4) 上記のほか、役務別区分の在り方について検討を要する事項はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役務別区分の検討にあたっては、B フレッツ系サービス等競争上より重要性の高いものを優先して細分化を図るべきであると考えます。
(2)	費用配賦の在り方	

検討事項		具体的内容
3.2.1	電気通信事業会計においては、複数のサービスにまたがる費用について、固定資産価額比や支出額比による配賦が行われているものがある。	
3.2.2	しかし、前述の電話交換機と汎用ルータの価格差の例が示すように、固定資産価額比で配賦した場合は音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に大きくなる可能性がある。また、従来は NTT 東西の支出の大半が音声伝送役務であったことから、支出額比で配賦した場合も音声伝送役務に配布される費用が実態以上に大きくなる可能性がある。	
3.2.3	このため、固定資産価額比等を配賦基準としている費目について、費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することが適当ではないか。その際、仮に見直しを図るとした場合、どのような方向性が考えられるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することに賛同します。 ・ 費用配賦の基準等に関する見直しの方向性については、2.2.1 1) a)で述べたとおりです。

検討事項		具体的内容
	3.2.4 その他、費用配賦の在り方について検討を要する事項は何か。	・ 2.2.1 1) c)において述べた、情報・関連データの徹底的な開示及び費用配賦プロセスの簡素化の必要性については電気通信事業会計においても検討すべき事項であると考えます。
	(3) 多様な料金形態への対応	
	3.3.1 現在、複数サービスの料金のバンドル化・定額化が進んでおり、今後更にFMC(Fixed Mobile Convergence)サービスの普及が見込まれるほか、広告収入など通信サービス以外の収入要素が料金設定に与える影響が大きくなる可能性がある。	
	3.3.2 バンドル型料金に対する料金規制については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(01年11月策定。最近では06年5月改定)において、以下の点が規定されている、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務の料金とこれら以外の役務の料金を区別せずに設定するときは、契約約款の変更命令(電気通信事業法第19 	

検討事項		具体的内容
	<p>条第 1 項第 6 号及び同法第 20 条第 3 項第 6 号)が発動されること</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信役務と電気通信役務以外の料金を区別せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすときは、業務改善命令(電気通信事業法第 29 条第 1 項第 7 号)が発動されること 	
	<p>3.3.3 こうした状況において、</p> <p>1) 今後、料金形態の多様化が一層進展することを踏まえ、バンドル型料金設定や利用者料金以外からサービス提供に係る費用を回収するモデル等について、料金規制との関係を検討することが適当ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> サービス間で不当な内部相互補助が行われていないかについて会計制度にて検証可能とし、公正な競争を阻害する行為を禁止又は是正するために、会計制度と料金規制との間に有機的な連携を持たせることについて検討することは有益であると考えます。

検討事項	検討事項	具体的内容
	<p>2) その際、例えば、FMCサービスのように、通信サービスレイヤーの中で複数のサービスをバンドルして料金設定をする場合、通信サービスレイヤーとコンテンツレイヤーといった異なるレイヤーのサービスをバンドルして料金設定する場合、料金規制との関係でどのように整理を図ることが適当か。また、これに関連して、指定電気通信役務損益明細表の役務別区分等の在り方について検討することが適当ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において、契約約款の変更命令や業務改善命令の発動の可能性が記載されている市場支配的事業者によるバンドル型料金の設定については、今後も厳しく監視していく必要があり、会計制度においてもその監視機能の一部を担うよう必要な改正を行うとともに、会計制度と料金規制とのリンケージをより強固なものとする仕組みを確立する必要があると考えます。 ・ 監視機能の一部を担うための必要な改正の例として、例えば、不当な内部相互補助が行われていないか等を検証できるよう、指定電気通信役務損益明細表において、各サービスを区分し収支を把握できるようにする等の対応が考えられます。
	<p>3) 上記のほか、最近の商法改正等に関連した会計ルールの変更に関する検証など、今後の電気通信事業会計の在り方について検討すべき事項は何か。</p>	<p>(1) 電気通信事業会計に関連する情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2.3.2 (2)で述べている、費用配賦基準や比率等に関する詳細な情報・関連データの開示の義務付け等については、電気通信事業会計においても必要であると考えます。 ・ これに加えて、電気通信事業会計においては役務別会計の作成手順が公開されていないことから、詳細な手順書の作成及び公開をNTT東西に義務付けるべきと考えます。 ・ 更に、電気通信事業営業費用明細表等の一部様式については、電気通信事業会計規則第19条の規定による公表義務の対象になっていませんが、会計データを活用した各種検証可能性を向上させるためにも、これらの様式を公表義務の対象とすることが適当であると考えます。

検討事項	具体的内容
	<p>(2) 会計の観点からの NTT グループに係る公正競争要件の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争セーフガード制度における、「NTT グループに係る公正競争要件の検証」について、会計制度の観点からも対応する必要があると考えます。具体的には NTT 東西において、子会社へのアウトソーシングがかなりの割合を占めていることから、NTT グループ内取引における不当な内部相互補助が行われていないか厳格にモニタリングする必要があると考えられるため、競争セーフガード制度と連携した会計制度の整備を行う必要があると考えます。 ・ この会計制度の整備の例として、取引額が不当に高額になっていないか等の検証に必要な会計データ(子会社における利益率・単価・取引数量等)の追加開示や、NTT 東西の子会社でない NTT グループ会社も含めて取引状況を把握可能とする等の対応が考えられます。 <p>(3) ユニバーサルサービス交付金の使途の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来年 5 月よりユニバーサルサービス基金に係る交付金の支払いが開始されますが、公正競争確保の観点から、その交付金は基礎的電気通信役務に係る費用に充当されるべきと考えます。このため、適格電気通信事業者である NTT 東西は当該交付金の使途に関する説明責任を有するものと考えます。 ・ 例えば、会計の観点から交付金の使途を明確にするため、NTT 東西に当該交付金に関する項目を含むキャッシュフロー計算書、またはその他の様式の作成・開示を求めたりする等の方法が考えられますが、今回の会計制度の見直しにおいて、その実現方法について議論を行う必要があると考えます。

検討事項		具体的内容
		<p>(4) 非対称規制の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業会計そのものは、支配的事業者以外の一部の事業者にも適用となる制度ですが、今回の見直しにおける会計の更なる詳細化等の措置は、支配的事業者に対してのみ適用されるべきであると考えます。今回の見直しにおいて、こうした非対称規制の徹底についても十分に考慮する必要があると考えます。
4. その他の検討事項	(1)	基礎的電気通信役務の収支に係る配賦基準の適正性等
	4.1.1	<p>情報通信審議会答申(06年3月31日)において、「平成17年度(05年度)以後の基礎的電気通信役務の収支状況、特にその赤字額については接続電気通信事業者の負担額と密接な関係があり、これを的確に判断する必要から、今後、基礎的電気通信役務収支に係る配賦基準の適正性等について検証し、その検証結果を当審議会に報告すること」という要望が表明された。</p>
	4.1.2	<p>このため、基礎的電気通信役務収支表に係る配賦基準の適正性等を検証する観点から、基礎的電気通信役</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎的電気通信役務収支表は、ユニバーサルサービス制度における適格電気通信事業者の指定及び負担額の上限值設定に係わる極めて重要な収支表であることから、基礎的電気通信役務とそれ以外の役務にまたがる費用について費用配賦の実態を十分に検証

検討事項		具体的内容
	<p>務とそれ以外の役務にまたがる費用について費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することが適当ではないか。</p>	<p>する必要があり、電気通信事業会計においてその費用配賦プロセスを十分に検証できる仕組みを構築する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、その具体的な配賦基準や配賦比率等に関する情報・関連データについては、プロセスの透明性・検証性を向上させるために公表されるべきと考えます。 なおユニバーサルサービス制度に関しては、基礎的電気通信役務に係る費用配賦の実態検証とともに、3.3.3 3) (3)で述べたとおり、当該交付金の使途を把握する仕組みの構築についても検討が必要であると考えます。
(2)	<p>接続会計と電気通信事業会計の有機的連携</p>	
4.2.1	<p>市場メカニズムが有効に機能している場合は、利用者料金はコストに適正利潤が乗せられたものになる。このことを踏まえ、接続料の妥当性を検証するために、接続料と利用者料金との関係について検証(スタックテスト)が行われている。</p>	
4.2.2	<p>この場合における接続料と利用者料金との差額は営業費相当とされているが、当該差額と電気通信事業会計における実際の営業費との関係は必ずしも明らかでない面がある。</p>	

検討事項		具体的内容
	4.2.3	これを明らかにすることが、接続料や利用者料金の適正性を検証する上で必要か。
		<ul style="list-style-type: none"> 2.3.2(1)で述べたとおり、会計制度の結果をスタックテストに活用するという仕組みの構築は必須であると考えます。 また、現行の電気通信事業会計においては管理部門と利用部門毎の費用等について区分されていないため、前述の 1.1 2) で述べたとおり、現行の指定電気通信役務損益明細表をベースとして、役務毎に管理部門と利用部門のそれぞれの費用が把握できるようにする必要があります。
	(3)	その他
	4.3.1	上記のほか、検討を要する事項はあるか。
		<p>(1) 会計制度の定期的なレビューの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 4 月の電気通信事業法改正による電気通信事業会計の見直しを除き、電気通信事業会計・接続会計ともに抜本的な見直しが行われるのは今回が初めてであると理解しています。会計制度は、接続料算定やユニバーサルサービス制度、プライスカップ等のその他の関連制度と密接に関係するものであり、より頻繁に見直しが行われるべきであると考えます。 今回の見直し後も、例えば、1 年に 1 回等のタイミングで会計制度の改正の必要性について、定期的なレビューを実施すべきであると考えます。 <p>(2) 会計報告の内容の検証・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西が毎年度提出・公表する会計報告(電気通信事業会計・接続会計の双方)について、総務省において(会計監査人とは異なる監督官庁の視点にて)分析し、電気通信事業部会等を通じて公正競争上の問題の可能性の有無等が検証される必要があるものと考えます。この検証の結果、公正競争を阻害する要因が見つけれられた場合には、速やかに必要な措置を講じる仕組みを構築しておく必要があるものと考えます。

検討事項		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> また、NTT 東西の会計に関して、現行の会計監査に加え、例えば、英国 BT における EAB (Equality of Access Board) のような第三者委員会による監査の仕組みを設けることも検討に値すると考えます。

以上